

あきる野市施設使用料 基本方針

目 次

まえがき	 P 1
------	-----------

第Ⅰ章 使用料

1 使用料について	 P 2
2 対象公共施設	 P 2
3 使用料の現状と課題	 P 3 ～ P 1 0
4 使用料検討の基本的方針	 P 1 1 ～ P 1 7
5 標準施設の使用料の算定	 P 1 8
6 使用料の原価計算	 P 1 8 ～ P 2 3
7 公共施設全般への適用	 P 2 4 ～ P 2 9
8 改定公共施設使用料	 P 3 0 ～ P 4 2

第Ⅱ章 減免制度

1 施設使用料の減額免除の考え方	 P 4 3 ～ P 5 0
------------------	---------------------

資料

まえがき

本編は、行政改革大綱実施計画に基づき設置した「使用料見直し検討会」「使用料減免検討会」の報告書をもとに、行政改革推進本部で協議し、あきる野市の施設使用料の基本方針を定めたものである。

本編は、第Ⅰ章で使用料について方針を定め、第Ⅱ章で減免について方針を定めた。

第Ⅰ章では、不特定多数の市民が使用する公共施設について現状を分析し、課題を抽出した。その課題に対する12の基本的な方針を示した。その中で根幹をなすのが使用料の算定システムである。使用料算定に当たっては、標準的施設を抽出し、維持管理に要する経費から使用料を算定した。この標準的施設の使用料をもとに、施設の規模、施設内容等を勘案してバランス良く関連施設の使用料を定めた。

第Ⅱ章では、減免制度の問題点を抽出し、施設利用の方針として原則有料の方針を定めた。その中で、減免が必要とするものを定めた。

第 I 章 使用料

1 使用料について

使用料は、地方自治法第 225 条により、「地方公共団体は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」ことが定められている。

公共施設の維持経費については、税金による費用負担と受益者負担としての使用料によって賄われている。

受益者負担は、「特定のものが利益を受ける行政サービスに対してその費用をすべて税金で賄うことは、利益を受けるものと受けないものの公平の原則から見て望ましくない。そのため、受益者からその受益の限度において費用の一部を徴収することによって費用負担の公平性を図ろうとするものである。」

市の公共施設は、収益を目的とするものではないので、受益者負担の額は、必要とする経費の一部であり、またその施設の持っている性質によっても市民が負担する経費の負担割合は異なってくる。

そして、市民が負担した使用料については、施設の維持管理費等に充てられ市民に還元されている。

2 対象公共施設

使用料については、市営住宅、火葬場使用料のように使用料の料金改定に当たり附属機関である個別の審議会に諮り議会の議決を経て決定されるものと直接担当課で使用料案を作成し議会の議決を経て決定されるものがある。前者のような施設は、比較的限定的に使用される施設であり他の公共施設との関連性が少ない状況にある。一方、後者の施設は、広く市民に開放されている施設で料金体系において相互に関連している場合が多い。これらの施設は、関連性の観点からは、整合性が図られた料金体系になっていることが重要である。

このようなことから、不特定多数の市民が利用する公共施設を検討対象とする。

3 使用料の現状と課題

各施設の使用料を設定するに当たって、既存の類似施設の使用料とのバランスを図ったり、近隣市町の類似施設の使用料を参考としながら、政策的観点も踏まえ使用料を決定してきた経緯がある。

あきる野市の公共施設の使用料については、合併協定書により「当分の間、原則として現行のとおりとする。」ことが定められており、また、「類似の施設等については、新市において調整する。」こととなっていた。

体育施設においては調整を図ってきたが、他の類似施設間の使用料については未だ調整されていない状況である。

その結果、あきる野市の料金体系として全公共施設の使用料を横断的に見た場合いくつかの課題、問題点が生じている。

以下、あきる野市の使用料体系としての問題点や課題を示す。

1 使用料の算定

【現状】

使用料の算定に当たっては、前述したように、既存の類似施設の使用料とのバランスを図ったり、近隣市町の類似施設の使用料を参考として決定された場合が多く、使用料算定のシステムが明確になっていない場合が多い。

【課題】

施設の維持コストから算出される使用料原価をベースとしながら、使用料算定のための基本的な仕組みを作り上げる必要がある。

2 類似施設間の使用料

【現状】

同類施設の使用料の比較

会議室・研修室等

施設名	面積	使用料	単価
戸倉会館会議室	31.0㎡	500円/時間(午後時間帯)	16円/時間・㎡
小宮会館会議室	37.0	500円/時間(午後時間帯)	14
農業会館会議室	39.8	300円/時間	8
鳥居場会館会議室	37.5	300円/時間	8
鳥居場会館学習室	60.4	300円/時間	5
公民館第1研修室	49.6	300円/時間	6
五日市会館第1会議室	42.0	50円/時間(昼)	1
五日市ファインプラザ第一研修室	34.5	300円/時間	7
秋川体育館研修室	72.0	300円/時間	4

和室

施設名	面積	使用料	単価
戸倉会館和室	56.3㎡	600円/時間	11円/時間・㎡
小宮会館会議室	56.8	600円/時間	11
農業会館会議室	77.6	400円/時間	5
鳥居場会館集会室	104.0	400円/時間	4
いこいの家集会室	118.8	375円/時間(昼)	3
〃		750円/時間(夜)	6
公民館和室(西)	37.2	200円/時間	5
ふれあいセンター寿の間	167.1	750円/時間(午後時間帯)	4
あきる野ルピア集会室	104.0	500円/時間(午後時間帯)	5
いきいきセンター集会室	90.7	800円/時間	9

上記の施設は、設置目的が異なる施設ではあるが現実的な使用状況からすると類似施設として一つのグループとしてまとめることができる。その中で「戸倉会館の会議室」と「五日市会館の会議室」の㎡・時間当たりの使用料単価を比較すると大きな差がある。また、「ふれあいセンター寿の間」と「いきいきセンター集会室」の面積やグレー

ドを勘案して使用料を比較すると逆転現象が見られる。

同様の現象は、運動施設の間でも見られる。

【課題】

面積、グレード、老朽化の度合い、付帯設備等を勘案して、あきる野市全体の各施設でバランスの取れた使用料体系を作り上げる必要がある。

3 貸出時間の単位

【現状】

貸出時間の単位の検討

施設名	貸出時間の単位
ふれあいセンター	午前、午後、夜間
五日市会館	午前、午後、夜間（ホール） 1時間（会議室）
いこいの家	昼間、夜間
コミュニティ会館	午前、午後、夜間
学習等供用施設	1時間
農業会館	1時間
小峰グラウンド	2時間
戸倉・長岳運動場	2時間
秋川キララホール	午前、午後、夜間
公民館	1時間
あきる野ルピア	午前、午後、夜間
体育施設	2時間

貸出時間の単位については、上記のように①1時間貸し②2時間貸し③昼間・夜間貸し④午前・午後・夜間貸しの施設がある。施設の利用方法が類似している施設間で異なった貸出時間の単位が設定されている。

【課題】

施設の性格も勘案しながら貸出時間の単位をどのような体系にするかを決める必要がある。

4 施設を全日使用した場合の使用料

【現状】

全日使用の減額

施設名	減額割合
ふれあいセンター	0.86~0.90
五日市会館	0.92~0.94
コミュニティ会館	0.95~0.97
秋川キララホール	0.83~0.88
あきる野ルピア	0.86~0.93

上記の施設は、全日使用した場合、区分帯の間の時間を無料で使用できると併せて、さらに減額措置を行っている。現状の使用料は、上記のように、施設によってその減額割合が異なっている。また、秋川キララホールのように、午後と夜間を通して使用する場合の使用料金が全日使用する場合の使用料金を上回るような逆転現象も生じている。

【課題】

全日使用した場合の使用料の在り方について、どうするか検討する必要がある。

5 午前、午後、夜間の使用料

【現状】

午前、午後、夜間の使用料単価の比較

施設名	割増率	備考
ふれあいセンター	午前：0.6 午後：1.0 夜間：1.3（平日）	単位時間に換算した比較
五日市会館	午前：0.8 午後：1.0 夜間：1.5（平日）	
いこいの家	昼間：1.0 夜間：2.0	
コミュニティ会館	午前：1.1 午後：1.0 夜間：1.3（平日）	
秋川キララホール	午前：0.5 午後：1.0 夜間：1.1（平日）	
ルピア	午前：0.7 午後：1.0 夜間：1.3（平日）	

（午後の単価を基準として比較）

午前、午後、夜間に分けて使用料を設定している施設では、その割増率または減額率にバラツキがある。また、コミュニティ会館のよう

に午前より午後の使用の方が単価が安い場合がある。

【課題】

午前、午後、夜間の使用料の関係の在り方について検討する必要がある。

6 延長使用の使用料

【現状】

超過使用料

施設名	超過使用料
秋川キラウホール	1時間につき基本使用料の30%
公民館	1.2~2.0倍
あきる野ルピア	1時間につき基本使用料の30%
体育施設	1.0倍 30分単位

施設を延長して使用する場合、超過使用料を設定している。上記のように施設によって超過使用料にバラツキがある。

【課題】

延長使用する場合の使用料の在り方について検討する必要がある。

7 土・日・祝日の使用料

【現状】

土・日・祝日の割増し

施設名	割増率
ふれあいセンターホール	1.07~1.40(土・日・祝)
五日市会館ホール	1.60~1.88(日・祝) 1.2~1.5(土)
秋川キラウホール	1.25~1.40(土・日・祝)
あきる野ルピアホール	1.15~1.71(土・日・祝)

土曜、日曜、祝日の使用料の割増しについては、平日使用と比べて受益が大きいと思われる施設に適用している。

割増し率にバラツキがあることや五日市会館のように土曜日と日・祝日でそれぞれ別に割増し料金を設けている施設がある。

【課題】

割増しする日の統一と割増率の在り方について検討する必要がある。

8 冷暖房使用期間中の使用料

【現状】

冷暖房使用期間中の割増し

施設名	割増率
学習等供用施設	2倍
農業会館	2倍
公民館	2倍

冷暖房使用期間中の使用料の割増しについては、上記3施設のみ設定してある。設定理由としては、建設当時冷暖房機器を完備した施設は少なく、また、作動させるのに経費が掛かることから設定したと考えられる。

【課題】

冷暖房使用期間中の割増料金の在り方について検討する必要がある。

9 市外利用者の使用料

【現状】

市外利用者の割増し

体育施設	(原則3倍、使用料が高額な施設は2倍)
------	---------------------

市外利用者の割増しについては、現在体育施設のみとなっている。

【課題】

市外割増しの在り方について検討する必要がある。

10 商行為、入場料徴収の場合の使用料

【現状】

商行為、入場料徴収の場合の割増し

施設名	割	増	率
五日市会館ホール	200円未満	1.2倍	500円未満 1.3倍 500円以上 1.5倍
学習等供用施設	2倍		
農業会館	2倍		
小峰グラウンド	—		
戸倉・長岳運動場	2倍		
秋川キララホール	1,000円~2,000円	1.2倍	2,000円~3,000円 1.4倍 3,000円~5,000円 1.6倍 10,000円~ 2.0倍
公民館	2倍		
あきる野ルピア	2倍		
体育施設	4倍		

商行為、入場料を徴収する場合の割増使用料については、2倍が多いが、入場料によって割増率を変えている施設や4倍としている施設がある。

【課題】

商行為、入場料を徴収する場合の割増使用料の在り方について検討する必要がある。

11 ホールの舞台使用の使用料

【現状】

ホール等の舞台使用のみの減額

施設名	使用料
五日市会館ホール	基本使用料の20/100
秋川キララホール	基本使用料の50/100

ホール等の施設においてリハーサルのため舞台のみ使用する場合、使用料の減額が規定されているが、施設によってその減額率が異なっている。

【課題】

減額率の在り方について検討する必要がある。

1 2 使用料設定の廃止・新設

【現状】

使用料を廃止・新設の検討

施設名	備考
公民館市民ギャラリー	一般利用を設定する必要性が生じている。
公民館屋上	現実的に使用がない。
秋川キララホールラウンジ	施設の形態が使用を前提とした形態となっていない。

施設の状況の変化により使用料を設定する必要性が生じたり、使用料を設定する必要のないと思われる施設が存在する。

【課題】

上記施設の使用料をどうするかを決める必要がある。

4 使用料の基本的方針

現状と課題を踏まえ個別に基本的方針をまとめる。

1 使用料の算定システム

2 類似施設間の使用料

使用料算定に当たっては、下記の手順で施設の使用料を算定する。

下記の（１）～（４）で施設を管理するために必要な経費を算出し、（５）以降の手順で使用料を算出する。

使用料算出に当たっては、市内各公共施設のうちモデル的施設の使用料を算定してその数値を参考として、関連・類似施設の使用料を算定する。（手順については、資料の使用料検討の流れⅠ・Ⅱ参照）

（１）施設維持費用の算出

$\{ (\text{決算書の額}) - (\text{施設維持にかかわりがない経費（講師謝礼、備品購入費、工事費、負担金等）}) - (\text{修繕費}) \} \times 1.03$

※修繕費は、施設維持経費であるが、年によって大きく変化するため決算額から除き、その分として３％を修繕費として加算し、施設維持費とする。

（２）管理人件費の算出

管理にかかわる職員数 $\times 7,440$ 円

直接施設運営にかかわる職員数を小数点以下第一位まで算出する。（企画立案、講習会の開催等にかかわる部分を除く。）複数の施設を管理する場合、その施設数あるいはその管理の割合を勘案して職員数を想定する。

その職員数に、平成１０年度の職員平均給与額（７，４４０円）を掛けて施設運営にかかわる人件費を算出する。

（３）建物償却費の算出

建設費 $\times 0.9 \div$ 施設の耐用年数

設計費、工事管理費は、除く。

（４）施設総維持経費の算出

施設総維持経費 $= (1) + (2) + (3)$

（５）時間当たり維持経費の算出

(4) $\times$ 負担率 $\div$ 年間総開館時間

・負担率：施設総維持経費に対してどの程度受益者に負担してもらうかを示す割合

現在、公共施設には、義務教育施設や道路・公園など市民の日常生活に欠かせない施設で市場原理によっては提供されにくいものから文化ホールのように市民の日常生活をより快適に潤いのあるものにするために提供する施設まである。

このように、行政サービスの内容が多様化していることにより一律の受益者負担の原則だけでは、料金水準を決定することは困難となっている。そこであきる野市の各種施設を性質別に分類して経費に対する使用者の負担率を次のとおり定める。

施 設	負 担 率
道路・公園、義務教育施設、図書館等の基礎的サービス	市民負担 0 %
コミュニティ施設、体育施設	市民負担 25 %
ホール施設等の選択的サービス施設	市民負担 50 %

・年間総開館時間 = 開館日数 $\times$ 開館時間

(6) 時間当たり施設使用料の算出

(5) $\div$ 利用率

・利用率：年間総開館時間のうちどの程度利用されるかを想定した数値

想定利用率については、施設のPRに努めることを前提として原則として現状の利用率より高い割合を想定し、市民負担を大きくしないよう配慮する。

(7) 個別施設の施設使用料の算出

(6) $\times$ 施設内個別施設の割合

・施設内個別施設の割合：施設内の個別施設の面積、活用度等を参考にしながら分配ウエイトを付ける。

(8) 貸出時間での算定使用料の算出

(7) $\times$ 使用単位時間

(9) 改定使用料の算定

現行使用料 $\times$ (値上率及び上限改定率の低い方の率)

- ・ 値上率：（８）÷現行使用料
- ・ 上限改定率：使用料が急激に変化するのを防ぐため現行使用料に対する上限の改定目安を設定する。

使用料の見直しに当たっては、原価を基に算定するが、急激で大幅な見直しについて配慮する必要がある。そのため、使用料の見直しに当たっては、使用料の段階に応じて概ね次のとおり上限改定の目安を定める。

金額ランク	上限改定率
1, 000 円未満	—
2, 000 円未満	40%
10, 000 円未満	30%
10, 000 円以上	20%

ただし、今回の見直しにあたっては、あきる野市の施設全体の使用料のバランスを図ることを主眼とするので、この目安から逸脱する場合もある。そのような場合は全体のバランスを優先して定める。

（例：ホール等の使用料金は、平日の午後の区分帯の使用料を基準として後述の午前、午後、夜間の関係及び平日と土・日・祝日の関係を勘案して使用料を定める。その結果、一部改定率が上記基準を上回る場合が発生する。そのような場合、上限改定率で制限せず、全体バランスを優先して使用料を定める。）

使用料は、10, 000 円未満の場合は100 円単位とし、10, 000 円以上の場合は1, 000 円単位とする。

（１０）新使用料の算定

上記方式により数施設の標準的使用料を定め、関連・類似施設について、その規模、施設のグレード（新旧、付帯設備、構造等）、立地条件等の要素を勘案して、あきる野市の使用料のバランスを図る。

（１１）新使用料の決定

基本的には、上記算定方式により使用料を決定する。

3 貸出時間の単位の基本的方針

貸出時間（使用区分）については、現在、4システムがあるが、市民の利用の利便性と貸出しの効率を高める観点から、次の3システムとする。

1時間貸しは、施設の有効活用が図れるように地域住民の活動に密着した施設に適用する。（コミュニティ会館、学習等供用施設、農業会館等）

2時間貸しは、運動競技のように2時間程度の活動が適当と思われるものに適用する。（体育関係施設）

3分割貸しは、ホール使用のように比較的長い時間を必要とする施設に適用する。（秋川キララホール、あきる野ルピアルピアホール、五日市会館ホール等）

しかしながら、3分割貸しでは、例えばルピアホールでパーティを夜間開催する場合、準備の時間を考えると午後の時間帯1時間と夜間の時間帯を借りなければならない場合が生じ、使用者は、午後と夜間両方の使用料を支払わなければならなくなる。これらの問題を解消するため、ホールを「1時間単位貸し」にする方法も考えられるが、その場合、「安定的貸出し」、「使用効率」に問題が生じる。

このような状況を勘案し、3分割貸し施設では、3分割貸しを基本として、準備等での前倒し使用については、区分使用料の2分の1の使用料を徴収する。

4 施設を全日使用した場合の使用料の基本的方針

全日使用者は、貸出区分の間（正午~1時、5時~6時）の2時間を無料で使用できるメリット（約18%の減額）がある。また、1時間単位、2時間単位の貸出施設には全日使用しても減額規定は、設定していない。

これらのことから全日使用の減額規定は設定しない。

5 午前、午後、夜間の使用料の基本的方針

2分割貸出し、3分割貸出し方式には、午前の使用料に対して午後、夜間の使用料が高くなっている。

利用者の利用都合及び近隣市使用料の状況等を配慮し、午前、午後、夜間の使用料の差を設ける。ただし、利用者の立場からすると使用料

が安いから使用するというよりも「使用する時間が使用者にとって最適である。」との考え方も考慮に入れ、使用料の差は大きくしないこととする。

使用料の単価の基準は3区分の間を採り、午後の使用料の単価を基準とし、次のとおりとする。

午前：0.8 午後：1.0 夜間：1.2

6 延長使用の使用料の基本的方針

延長使用については、「基本使用料の時間当たり使用料を徴収する方式」、「基本使用料の30%を徴収する方式」及び「超過使用料が定められている方式」の3方式がある。

また、延長時間の単位は、30分単位と1時間単位の施設がある。

超過料金の算定の統一及び利用者の利便性を勘案し、1時間、2時間貸しの施設は、30分単位の延長とし、「基本使用料の30分相当額」とする。3分割の帯貸し施設は、1時間単位の延長とし、「基本使用料の1時間相当額」とする。

7 土・日・祝日の使用料の基本的方針

土・日・祝日の割増しについては、週休2日制が定着してきたことや今後も更に促進されることを考えると、土曜日の性格が日・祝日と近づいていると考えられる。そのため、土曜日の割増しについては、日・祝日と同じ扱いとする。

また、土・日・祝日の割増しを設定している施設は、主にホールでありその使用のされ方は、多くの参加者、あるいは来客を想定してのものである。その意味では、使用者にとって、平日と比べてと土・日・祝日の使用では、受益の点で差が生じると考えられる。

これらのことから、これら施設については、使用料体系を平日と土・日・祝日2方式に統一し、かつ土・日・祝日の使用に対して割増しを設ける。

割増率については、

平日：1 土・日・祝日：1.3 とする。

8 冷暖房使用期間中の使用料の基本的方針

冷暖房使用期間中の割増しについては、ほとんどの公共施設で冷暖房機器が充実したこと、他市でも割増施設がないことを勘案して、冷暖房使用期間中の割増しは廃止する。

9 市外利用者の使用料の基本的方針

市外利用者については、体育施設で別料金を設定している。一方、秋川キララホール、あきる野ルピアルピアホール、戸倉運動場等広域的利用を当初から予定している施設では、別料金を設けていない。また、公民館、学習等供用施設等は、本来の目的での使用は無料であり、目的外使用と市外者の使用を有料として使用料を設定している。

市外者の利用については、市民の利用を優先的に考えることから、原則的に市内利用者の使用料金と差を付けることとするが、上記の状況を勘案すると、検討対象施設において現在の段階では体育施設のみに別料金を設定することが妥当と考える。

ただし、プールの個人利用のように市外者の利用があっても市民の利用を妨げない場合は、別料金を定めない。

割増率については、市内利用者の3倍額とする。ただし、基本使用料が10,000円以上の場合は、2倍額とする。

10 商行為、入場料徴収の場合の使用料の基本的方針

割増率については、商行為、入場料を徴収する可能性のある施設について、受益者負担の考え方をより積極的に導入するとの考え方から今後も各施設に導入する。

割増率については、原則として3倍とする。ただし、ホールの使用の場合の割増率については、2倍とする。

秋川キララホールについては、入場料の段階に応じて段階的に割増率を定めることとし最高割増率を2倍とする。

また、体育施設については、利用形態の特殊性を踏まえて4倍とする。

1 1 ホールの舞台使用の使用料の基本的方針

ホールの舞台使用のみの減額については、減額割合を統一して基本使用料の50/100とする。

1 2 使用料設定の廃止・新設

以下の施設について、施設利用実態等を勘案して次のように定める。

施 設 名	備 考
公民館市民ギャラリー	使用料を設定する。
公民館屋上	使用料を廃止する。
秋川キララホールラウンジ	使用料を廃止する。

5 標準施設の使用料の算定

使用料を算定するに当たっては、各施設のランニングコストから算出することになるが、その施設が複合施設（あきる野ルピアなど）であったり、施設内部の一部施設がランニングコストで大きく影響する場合（五日市ファインプラザのプール、いきいきセンターのサウナなど）、それらの施設を参考とすると誤差が生じやすい。

今回の使用料算定に当たっては、なるべく標準的、単一的使用がされている施設を標準施設として選び、その施設から算出した使用料を基準として、それに設備のグレード、面積等を勘案の上、あきる野市としてバランスの取れた使用料を決定していく。

具体的施設として、研修室・会議室の標準施設として公民館、野球場・テニスコートの標準施設として山田グラウンド、体育施設の標準施設として秋川体育館、温水プールの標準施設として市民プール、ホール等の標準施設として秋川キララホールを設定する。

6 使用料の原価計算

1 公民館

(1) 施設維持費 平成8年度 20,729,209円

平成9年度 20,555,618円

2年間平均 20,642,414円

(2) 管理人件費

$0.7人 \times 7,440千円 = 5,208,000円$

(3) 建物償却費

$484,326,000円 \times 0.9 \div 60年 = 7,264,890円$

(4) 施設総維持経費 (1) + (2) + (3)

33,115,304円

(5) 時間当たり維持経費 (4) $\times$ 負担率(0.25) $\div$ 総開館時間(3,731時間)

2,219円/時間

(6) 時間当たり施設使用料の算出 (5) $\div$ 利用率(0.5)

4,438円/時間・全館

(7) 個別施設の使用料

(8) 貸出時間での使用料 公民館は、1時間貸しとする。

(9) 値上率及び上限改定率のうち低い方を選択

(7) (8) (9) を一括して下表にまとめる。

区 分	面積 (㎡)	現行使用料 (円)	部屋別比重	算定使用料 (円)	値上率	新使用料 (円)
第1研修室	49.6	300	3	416	1.39	400
第2研修室	24.8	200	2	277	〃	300
第3研修室	49.6	300	3	416	〃	400
和室(西)	37.2	200	2	277	〃	300
和室(東)	37.2	200	2	277	〃	300
展示場	36.0	300	3	416	〃	400
実習室	48.0	400	4	554	〃	600
小会議室	18.6	100	1	139	〃	100
集会室	288.0	600	6	832	〃	800
準備室	18.6	100	1	139	〃	100
ギャラリー	96.0	規定なし	5	693		700

2 秋川体育館

(1) 施設維持費 平成8年度 35,624,346円

平成9年度 34,488,369円

2年間平均 35,056,358円

(2) 管理人件費

$1.5人 \times 7,440千円 = 11,160,000円$

(3) 建物償却費

$672,614,000円 \times 0.9 \div 60年 = 10,089,210円$

(4) 施設総維持経費 (1) + (2) + (3)

56,305,568円

(5) 時間当たり維持経費 (4) $\times$ 負担率(0.25) $\div$ 総開館時間(3,875時間)

3,633円/時間

(6) 時間当たり施設使用料の算出 (5) $\div$ 利用率(0.5)

7,266円/時間・全館

(7) 個別施設の施設使用料

(8) 貸出時間での使用料 体育館は、2時間貸しとする。

(9) 値上率及び上限改定率のうち低い方を選択

値上げ率については、大体育室が3.1倍であるため、2,000円未満の上限改定率1.4倍を採用。他の施設の使用料も全体的なバランスを考慮し1.4倍とする。

(7) (8) (9) を一括して下表にまとめる。

区 分	面積 (㎡)	現行使用料 (円)	部屋別比重	算定使用料 (円)	値上率	上限改定率	新使用料 (円)
大体育室	1,512	1,300円/2時間	8	4,008	3.1	1.4	1,800
小体育室	468	650	3	1,503	〃	〃	900
小体ステージ		300	2	1,002	〃	〃	400
第1トレーニング室	216	650	3	1,503	〃	〃	900
第2トレーニング室	52	団体使用規定なし	2				
柔道場	232	650	3	1,503	3.1	1.4	900
剣道場	232	650	3	1,503	〃	〃	900
弓道場		650	3	1,503	〃	〃	900
研修室	72	300	2	1,002	〃	〃	400

3 市民プール

(1) 施設維持費 平成9年度 83,822,357円

市民プールの屋内プールは、平成8年度途中から使用開始のため平成9年度実績を採用

(2) 管理人件費

$3.0人 \times 0.7 \times 7,440千円 = 15,624,000円$

(3) 建物償却費

$509,335,000円 \times 0.9 \div 60年 = 7,640,025円$

(4) 施設総維持経費 (1) + (2) + (3)

107,086,382円

(5) 時間当たり維持経費 (4) × 負担率 (0.25) ÷ 総開館時間 (3,366時間)

7,954円/時間

(6) 時間当たり施設使用料の算出 (5) ÷ 利用率 (0.5)

15,908円/時間・全館

(7) 個別施設の施設使用料

11,135円/時間 (温水プール) 70%

4,772円/時間 (屋外プール) 30%

(8) 貸出時間での使用料 市民プールは2時間貸しとする。

(9) 値上率及び上限改定率のうち低い方を選択

(7) (8) (9) を一括して下表にまとめる。

区 分	現行使用料	算定使用料	値上率	上限改定率	新使用料
温水プール	15,000円/2時間	22,270円/2時間	1.5	1.2	18,000円/2時間
個人使用料は、100人定員とした場合50人入場すると想定 22,270円/2時間÷50人=445円/2時間・人400円/2時間					
屋外プール	団体貸切使用なし				
個人使用料は、100人定員とした場合50人入場すると想定 9,544円/2時間÷50人=190円/2時間・人200円/2時間					

4 山田グラウンド

(1) 施設維持費 平成8年度 4,685,956円

平成9年度 5,265,341円

2年間平均 4,975,649円

(2) 管理人件費

$0.375人 \times 7,440千円 = 2,790,000円$ (1.5人÷4施設)

(3) 建物償却費

$260,120,000円 \times 0.9 \div 30年 = 7,803,600円$

(4) 施設総維持経費 (1) + (2) + (3)

15,569,249円

(5) 時間当たり維持経費 (4) × 負担率(0.25) ÷ 総開館時間(3,785時間)

1,028円/時間

(6) 時間当たり施設使用料の算出 (5) ÷ 利用率(0.5)

2,056円/時間

(7) 個別施設の施設使用料

(8) 貸出時間での使用料 山田グラウンドは、2時間貸しとする。

(9) 値上率及び上限改定率のうち低い方の選択

(7) (8) (9) を一括して下表にまとめる。

区 分	現行使用料(円)	施設別比重	算定使用料(円)	値上率	上限改定率	新使用料(円)	備考
野球場	1,500円/2時間	5	1,582	1.05	1.4	1,600	
テニスコート	1,200円/2時間	4	1,265	1.05	1.4	1,300	1コート

5 秋川キララホール

(1) 施設維持費 平成8年度 58,845,285円

平成9年度 57,568,507円

2年間平均 58,206,896円

(2) 管理人件費

2.8人×7,440千円=20,832,000円

(3) 建物償却費

1,701,556,000円×0.9÷60年=25,253,340円

(4) 施設総維持経費 (1) + (2) + (3)

104,562,236円

(5) 時間当たり維持経費 (4)×負担率(0.5)÷総開館時間(3,003時間)

17,410円/時間

(6) 時間当たり施設使用料の算出 (5)÷利用率(0.8)

21,763円/時間・全館

(7) 個別施設の施設使用料

(8) 貸出時間での使用料 秋川キララホールは、帯貸しとする。

(9) 値上率及び上限改定率のうち低い方を選択する。

(7) (8) (9) を一括して下表にまとめる。

区 分	現行使用料(円)	施設別比重	算定使用料(円)	値上率	上限改定率	新使用料(円)
ホール	42,000円/4時間	70	82,346	1.96	1.2	50,000
リハーサル室	2,400円/4時間	4	4,706	1.96	1.2	2,900

ラウンジは、貸出しをしないものとして設定

午後の時間帯を基本に算定

上記の標準的施設を参考として施設面積、施設の設備、立地条件等を勘案して使用料金のバランスを図り決定する。

しかしながら、多くの施設を施設面積、施設の設備、立地条件だけ

で格付けすることには、不都合な場合が出てくることも考えなければ
ならない。例えば、和室で20人で会議をする場合、30畳の会議室
でも50畳の会議室でも使用側とすれば、会議の目的達成に差異はな
い。また、体育施設を使用するような場合も同じようなことがいえる。
このように、使う側の立場に立った使用料体系についても考慮し、決
定する。

7 公共施設全般への適用

前述の施設使用料の基本的な考えから、下記のように各施設の使用料を決定していく。なお、帯貸しの使用料に適用する場合は、平日の午後の使用料を対象とする。

戸倉会館

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
和室	56.3	12畳 15畳 舞台	午前 667 午後 600 夜間 750	500円/時間
会議室	31.0		午前 533 午後 500 夜間 650	400円/時間

小宮会館

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
和室	56.8㎡	12畳 15畳 舞台	午前 667 午後 600 夜間 750	500円/時間
会議室	37.0		午前 533 午後 500 夜間 650	400円/時間

鳥居場会館

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
集会室	104.0	44畳・舞台	400	500円/時間
休養室	40.0	20畳	300	400円/時間
学習室	60.4		300	400円/時間
会議室	37.5		300	400円/時間

※他の学習等供用施設の料金体系も鳥居場会館と同様とする。

農業会館

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
集会室	77.6	31畳	400	500円/時間
会議室	39.8		300	400円/時間

いこいの家

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
集会室	118.8	24畳・24畳 舞台	昼 375 夜 750	500円/時間

五日市会館

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
第1会議室	42.0		昼 50 夜 100	400円/時間
第2会議室	42.0		昼 50 夜 100	400円/時間
第3会議室	42.0		昼 50 夜 100	400円/時間
第4会議室	88.8		昼 100 夜 200	500円/時間
控 室	33	12畳	午前 500 午後 800 夜間1,000	300円/時間

公民館（標準施設）

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
第1研修室	49.6		300	400円/時間
第2研修室	24.8		200	300円/時間
第3研修室	49.6		300	400円/時間
和室（西）	37.2	21畳	200	300円/時間
和室（東）	37.2	21畳	200	300円/時間
展示場	36.0		300	400円/時間
実習室	48.0		400	600円/時間
小会議室	18.6		100	100円/時間

集会室	288.0		600	800円/時間
準備室	18.6		100	100円/時間
ギャラリー	96.0		設定してない	700円/時間

ふれあいセンター

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
第1会議室	43.2		午前 167 午後 200 夜間 250	500円/時間
第2会議室	38.3		午前 167 午後 200 夜間 250	500円/時間
第3会議室	40.1		午前 167 午後 200 夜間 250	500円/時間
寿の間	167.1	56畳 舞台	午前 667 午後 750 夜間 1,000	900円/時間

あきる野ルピア

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
産業情報研修室	103.7		午前 833 午後 750 夜間 875	800円/時間
会議室	51.8		午前 333 午後 375 夜間 450	500円/時間
集会室	104.0	52畳 舞台	午前 400 午後 500 夜間 625	1,200円/時間
展示室	138.4		午前 833 午後 875 夜間 1,125	1,000円/時間

いきいきセンター

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
集会室	90.7	33畳・舞台	400	500円/時間

秋川体育館

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
研修室	72		150	400円/時間

五日市ファインプラザ

区 分	面積(㎡)	畳・舞台	時間当たり使用料(円)	改定使用料(円)
第1研修室	34.5		150	400円/時間
第2研修室	45.1		150	400円/時間
第3研修室	166.6		500	800円/時間

野球場

施設名	使用料	改定使用料
市民球場野球場	2,000円/2時間	2,400円/2時間
山田グラウンド野球場(標準施設)	1,500円/2時間	1,600円/2時間
総合グラウンド野球場	1,000円/2時間	1,200円/2時間

ソフトボール場、少年野球場、運動広場

施設名	使用料	改定使用料
小峰グラウンドソフトボール場	2,000円/2時間	1,000円/2時間
戸倉運動場	1,000円/時間	800円/2時間
小和田グラウンドソフトボール場	無料	700円/2時間
総合グラウンドソフトボール場	無料	700円/2時間
市民運動広場野球場	無料	700円/2時間
総合グラウンド少年野球場	無料	700円/2時間
グリーンスポーツ公園少年野球場	無料	700円/2時間
(総合グラウンド運動広場)	無料	無料
長岳運動場	1,000円/時間	無料

テニスコート

施設名	使用料	改定使用料
山田グラウンドテニスコート(標準施設)	1,200円/2時間	1,300円/2時間
グリーンスポーツ公園テニスコート	1,200円/2時間	1,300円/2時間
総合グラウンドテニスコート	400円/2時間	500円/2時間
玉見ヶ崎テニスコート	400円/2時間	500円/2時間
山田テニスコート	無料	500円/2時間

クラブハウス、休憩所

施設名	使用料	改定使用料
総合グラウンドクラブハウス	800円/2時間	800円/2時間
小和田グラウンド休憩所	無料	無料
市民運動広場クラブルーム	無料	400円/2時間

体育館

秋川体育館(標準施設)

区 分	団体使用料	改定使用料	個人使用料	改定使用料
大体育室	1,300円/2時間	1,800円/2時間	100円/2時間	200円/2時間
小体育室	650円/2時間	900円/2時間	100円/2時間	200円/2時間
小体ステージ	300円/2時間	400円/2時間	—	—
第1トレーニング室	650円/2時間	900円/2時間	100円/2時間	200円/2時間
第2トレーニング室	—	—	100円/2時間	200円/2時間
柔道場	650円/2時間	900円/2時間	100円/2時間	200円/2時間
剣道場	650円/2時間	900円/2時間	100円/2時間	200円/2時間
弓道場	650円/2時間	900円/2時間	100円/2時間	200円/2時間

五日市ファインプラザ

区 分	団体使用料	改定使用料	個人使用料	改定使用料
体育室	1,300円/2時間	1,800円/2時間	100円/2時間	200円/2時間
武道場	1,300円/2時間	1,800円/2時間	100円/2時間	200円/2時間
トレーニング室	—	—	200円/2時間	300円/2時間

いきいきセンター

区 分	団体使用料	改定使用料	個人使用料	改定使用料
トレーニング室	—	—	100円/2時間	200円/2時間

プール

五日市ファインプラザ

区 分	団体使用料	改定使用料	個人使用料	改定使用料
屋内水泳場	15,000円/2時間	18,000円/2時間	300円/2時間	400円/2時間

市民プール（標準施設）

区 分	団体使用料	改定使用料	個人使用料	改定使用料
屋内水泳場	15,000円/2時間	18,000円/2時間	300円/2時間	400円/2時間
屋外水泳場	—	—	200円/2時間	200円/2時間

いきいきセンター

区 分	団体使用料	改定使用料	個人使用料	改定使用料
水着リフレッシュゾーン	6,000円/2時間	9,000円/2時間	200円/2時間	300円/2時間

個別施設及び複合利用

区 分	団体使用料	改定使用料	個人使用料	改定使用料
相模場	無料	無料	—	—
グリーンキャンプ場	—	—	100円/1回	200円/1回
Ⅱ バンガロー	2,400円/棟・回	2,400円/棟・回	—	—
いきいきセンターサウナ	—	—	300円/2時間	300円/2時間
いきいきセンター複合利用	—	—	500円/2時間	600円/2時間
※上記5枚つづり	—	—	2,000円/2時間	2,500円/2時間

ホール等

施設名	使 用 料	改定使用料
五日市会館ホール	8,000円/4時間	8,000円/4時間
ふれあいセンターふれあいホール	11,000円/4時間	13,000円/4時間
あきる野ルピアルピアホール	10,000円/4時間	12,000円/4時間
秋川キララホール（標準施設）	42,000円/4時間	50,000円/4時間

8 改定公共施設使用料

基本的な考え方及び類似施設間との料金バランスを踏まえて、各施設ごとの使用料を次のとおりとする。

1 秋川ふれあいセンター

現行使用料

使用区分 施設区分		午 前 9時～12時	午 後 1時～5時	夜 間 6時～10時	全 日 午前9時～ 午後10時
第1会議室		500円	800円	1,000円	2,000円
第2会議室		500	800	1,000	2,000
第3会議室		500	800	1,000	2,000
寿の間		2,000	3,000	4,000	8,000
ふれあい ホール	月～金	5,000	11,000	14,000	27,000
	土・日・祝	7,000	13,000	15,000	30,000

改定使用料

施設区分		使用料		
第1会議室		1時間につき 500円		
第2会議室		1時間につき 500		
第3会議室		1時間につき 500		
寿の間		1時間につき 900		
使用区分 施設区分		午 前 9時から正午まで	午 後 1時から5時まで	夜 間 6時から10時まで
ふれあい ホール	月～金	7,800円	13,000円	16,000円
	土・日・祝	10,000	17,000	20,000

2 五日市会館

現行使用料

区 分		午 前 午前 9 時から 正午まで	午 後 午後 1 時から 〃 5 時まで	夜 間 午後 6 時から 〃 10 時まで	全 日 午前 9 時から 午後 10 時まで
ホ ー ル	平 日	5,000円	8,000円	12,000円	23,000円
	土 曜 日	6,000	12,000	18,000	34,000
	日曜日・国民 の祝日	8,000	15,000	20,000	40,000
控 室		500	800	1,000	2,000

会議室名	使用料（1 時間あたり）	
	昼 間	夜 間
第 1 会議室	50 円	100 円
第 2 会議室	50 円	100 円
第 3 会議室	50 円	100 円
第 4 会議室	100 円	200 円

改定使用料

区 分		午 前 午前 9 時から 正午まで	午 後 午後 1 時から 〃 5 時まで	夜 間 午後 6 時から 〃 10 時まで
ホ ー ル	月～金	4,800円	8,000円	9,600円
	土・日・祝日	6,000円	10,000円	12,000円
控 室		1 時間あたり 300 円		

会 議 室 名	使用料
第 1 会議室	1 時間につき 400 円
第 2 会議室	1 時間につき 400 円
第 3 会議室	1 時間につき 400 円
第 4 会議室	1 時間につき 500 円

3 市民いこいの家

現行使用料

区 分	昼間 午前9時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後10時まで
集 会 室	1回につき 3,000円	1回につき 3,000円

改定使用料表

区 分	使用料
集 会 室	1時間につき 500円

4 コミュニティ会館

現行使用料

区 分	午 前 (午前9時 ～正午)	午 後 (午後1時 ～午後5時)	夜 間 (午後6時 ～午後10時)	全 日 (午前9時 ～午後10時)
会議室	1,600円	2,000円	2,600円	6,000円
和 室	2,000円	2,400円	3,000円	7,000円

改定使用料表

区 分	使用料
会議室	1時間につき 400円
和 室	1時間につき 500円

5 学習等供用施設

現行使用料

施 設 名	使用料	超過使用料
会 議 室 学 習 室 保 育 室 休 養 室	各1時間当たり 300円	各1時間当たり 400円
集 会 室	1時間当たり 400円	1時間当たり500円

改定使用料

施 設 名	使用料	超過使用料
会 議 室	1時間につき 400円	各30分間につき 30分相当額
学 習 室	1時間につき 400円	
保 育 室	1時間につき 400円	
休 養 室	1時間につき 400円	
集 会 室	1時間につき 500円	

6 農業会館

現行使用料

施設名	使用料	超過使用料
展示室 会議室 研修室	各1時間当たり 300円	各1時間当たり 400円
集会室	1時間当たり 400円	1時間当たり500円

改定使用料

施設名	使用料	超過使用料
展示室	1時間につき 400円	各30分間につき 30分相当額
会議室	1時間につき 400円	
研修室	1時間につき 400円	
集会室	1時間につき 500円	

7 公園（小峰グラウンド）

現行使用料

有料施設	使用料（2時間当たり）
ソフトボール場	2,000円

改定使用料

有料施設	使用料（2時間当たり）
ソフトボール場	1,000円

8 戸倉・長岳運動場

現行使用料

区分	使用料（1時間につき）
戸倉運動場	1,000円
長岳運動場	1,000円

改定使用料

区分	使用料（2時間につき）
戸倉運動場	800円
長岳運動場	無料

9 秋川キララホール

現行使用料

使用区分 施設区分		午 前 9時～12時	午 後 1時～5時	夜 間 6時～10時	全 日 午前9時～ 午後10時
ホ ー ル	月曜日から 金曜日まで	円 16,000	円 42,000	円 46,000	円 92,000
	土曜日、日曜 日及び祝日	21,000	53,000	65,000	115,000
	リハーサル室	1,800	2,400	2,400	6,000
ラウンジ（展示室）		1,800	2,400	2,400	6,000

改定使用料

使用区分 施設区分		午 前 9時から正午まで	午 後 1時から5時まで	夜 間 6時から10時まで
ホ ー ル	月 ～ 金	円 30,000	円 50,000	円 60,000
	土・日・祝日	39,000	65,000	78,000
	リハーサル室	1,700	2,900	3,500
ラウンジ（展示室）		貸出施設としない		

10 公民館

現行使用料

施設名	使用料 (1時間あたり)	超過使用料 (1時間あたり)
第1研修室	300円	400円
第2研修室	200	300
第3研修室	300	400
和室(東側)	200	300
和室(西側)	200	300
展示場	300	400
実習室	400	500
小会議室	100	200
集会室	600	700
準備室	100	200
屋上(東側)	200	300
屋上(西側)	200	300

改定使用料

施設名	使用料 (1時間につき)	超過使用料
第1研修室	400円	各30分間につき 30分相当額
第2研修室	300	
第3研修室	400	
和室(東側)	300	
和室(西側)	300	
展示場	400	
実習室	600	
小会議室	100	
集会室	800	
準備室	100	
屋上(東側)	貸出施設としない	
屋上(西側)	貸出施設としない	
ギャラリー	700	

1 1 あきる野ルピア

現行使用料

使用区分 施設区分		午 前 9 時～1 2 時	午 後 1 時～5 時	夜 間 6 時～1 0 時	全 日 午前 9 時～ 午後 1 0 時
ルピア ホール	平 日	5,000円	10,000円	13,000円	26,000円
	土曜・日曜・祝日	7,000円	13,000円	15,000円	30,000円
展示室	平 日	2,500円	3,500円	4,500円	9,000円
	土曜・日曜・祝日	3,000円	6,000円	7,000円	15,000円
ルピア産業情報研修室		2,500円	3,000円	3,500円	8,000円
ルピア集会室		1,200円	2,000円	2,500円	5,000円
ルピア会議室		1,000円	1,500円	1,800円	4,000円

改定使用料

使用区分 施設区分		午 前 9時から正午まで	午 後 1時から5時まで	夜 間 6時から10時まで
ルピア ホール	月 ～ 金	7,200円	12,000円	14,000円
	土・日・祝日	9,600円	16,000円	19,000円
展 示 室		1 時間につき 1,000円		
ルピア産業情報研修室		1 時間につき 800円		
ルピア集会室		1 時間につき 1,200円		
ルピア会議室		1 時間につき 500円		

1 2 体育施設

現行使用料

施設名	区分	使用単位	使用料			
			個人使用		団体貸切使用	
			大人	子供 (中学生以下)	市内在住 在勤者	左記 以外の者
秋川体育館	大体育室	2時間当たり	100円	50	1,300円	3,900円
	小体育室		100	50	650	1,950
	小体育室ステージ		—	—	300	900
	第1トレーニング室		100	50	650	1,950
	第2トレーニング室		100円	—	—	—
	柔道場		100	50	650	1,950
	剣道場		100	50	650	1,950
	弓道場		100	50	650	1,950
	研修室		—	—	300	900
五日市ファイナンス	屋内水泳場	2時間当たり	300	100	15,000	30,000
	体育室		100	50	1,300	3,900
	武道場		100	50	1,300	3,900
	トレーニング室		200	—	—	—
	第1研修室		—	—	300	900
	第2研修室		—	—	300	900
	第3研修室		—	—	1,000	3,000
市民プール	屋内水泳場	2時間当たり	300	100	15,000	30,000
	屋外水泳場		200	50	—	—

施設名	区分	使用単位	使用料			
			個人使用		団体貸切使用	
			大人	子供 (中学生以下)	市内在住 在勤者	左記 以外の者
いきいき センター	水着リフレッシュ ゾーン	2時間当たり	200	100	6,000	12,000
	トレーニング 室		100	—	—	—
	サウナ室		300	—	—	—
	水着リフレッシュ ゾーン トレーニング室 及びサウナ セット券		500(500円券5枚つり2,000円)			
	集会室		—	—	800	2,400
総合グラ ウンド	野球場	1面2時間 当たり	—	—	1,000	3,000
	ソフトボー ル場		—	—	無料	3,000
	少年野球場		—	—	無料	3,000
	テニスコート (玉見ヶ崎を含む。)		—	—	400	1,200
	運動広場		—	—	無料	—
	クラブハウス	2時間当たり	—	—	800	2,400
山田グラ ウンド	野球場	1面2時間	—	—	1,500	4,500
	テニスコート	当たり	—	—	1,200	3,600
小和田グ ラウンド	ソフトボール場	1面2時間当たり	—	—	無料	3,000
	休憩所	—	無 料		—	—
秋川グリ ーンスポ ーツ公園	テニスコート	1面2時間	—	—	1,200	3,600
	少年野球場	当たり	—	—	無料	3,000
	グリーンキ ャンプ場	市内在住在勤者1人1回	100	50	—	—
		上記以外の者1人1回	300	150	—	—
		バンガロー1棟1回	—	—	2,400	5,000

施設名	区分	使用単位	使用料			
			個人使用		団体貸切使用	
			大人	子供 (中学生以下)	市内在住 在勤者	左記 以外の者
あきる野 市民球場	野球場	2時間当たり	—	—	2,000	6,000
市民運動 広場	野球場	1面2時間当 たり	—	—	無料	3,000
	クラブルーム	2時間当たり	—	—	無料	—
	相撲場	1面2時間当たり	—	—	無料	3,000
山田テニ スコート	テニスコー ト	2時間当たり	—	—	無料	—

体育施設

改定使用料

施設名	区分	使用単位	使 用 料			
			個 人 使 用		団 体 貸 切 使 用	
			大 人	子 供 (中学生以下)	市内在住 在 勤 者	左 記 以外の者
秋川体育館	大体育室	2 時間	200円	100円	1,800円	5,400円
	小体育室		200	100	900	2,700
	小体育室ステージ		—	—	400	1,200
	第1トレーニング室		200	100	900	2,700
	第2トレーニング室		200円	—	—	—
	柔道場		200	100	900	2,700
	剣道場		200	100	900	2,700
	弓道場		200	100	900	2,700
	研修室	1 時間	—	—	400	1,200
五日市フ ァイ ン プ ラ ザ	屋内水泳場	2 時間	400	200	18,000	36,000
	体育室		200	100	1,800	5,400
	武道場		200	100	1,800	5,400
	トレーニング室		300	—	—	—
	第1研修室	1 時間	—	—	400	1,200
	第2研修室		—	—	400	1,200
	第3研修室		—	—	800	2,400
市民プー ル	屋内水泳場	2 時間	400	200	18,000	36,000
	屋外水泳場		200	100	—	—

施設名	区分	使用単位	使用料			
			個人使用		団体貸切使用	
			大人	子供 (中学生以下)	市内在住 在勤者	左記 以外の者
いきいき センター	水着リフレッシュ ゾーン	2時間	300	150	9,000	27,000
	トレーニング グ室		200	—	—	—
	サウナ室		300	—	—	—
	水着リフレッシュ ゾーン、トレーニング グ室、サウナ室 セット券		600(600円券5枚つり2,500円)			
	集会室	1時間	—	—	500	1,500
総合グラ ウンド	野球場	1面2時間	—	—	1,200	3,600
	ソフトボ ール場		—	—	700	2,100
	少年野球場		—	—	700	2,100
	テニスコ ート (玉見ヶ藪を含む。)		—	—	500	1,500
	運動広場		—	—	無料	—
	クラブハウス	2時間	—	—	800	2,400
山田グラ ウンド	野球場	1面2時間	—	—	1,600	4,800
	テニスコ ート		—	—	1,300	3,900
小和田グ ラウンド	ソフトボ ール場	1面2時間	—	—	700	2,100
	休憩所	—	無料		—	—
秋川グリ ーンスポ ーツ公園	テニスコ ート	1面2時間	—	—	1,300	3,900
	少年野球場		—	—	700	2,100
	グリー ンキ ャン プ場	市内在住者1人1回	200	100	—	—
		上記以外の者1人1回	600	300	—	—
		バンガロー1棟1回	—	—	2,400	7,200

施設名	区分	使用単位	使用料			
			個人使用		団体貸切使用	
			大人	子供 (中学生以下)	市内在住 在勤者	左記 以外の者
あきる野 市民球場	野球場	2時間	—	—	2,400	7,200
市民運動 広場	野球場	1面2時間	—	—	700	2,100
	クラブルーム	2時間	—	—	400	—
	相撲場	1面2時間	—	—	無料	—
山田テニ スコート	テニスコー ト	2時間	—	—	500	1,500

第Ⅱ章 減免制度

1 使用料減免の現状

施設使用料については、原則有料の立場を採っている施設が多い。その中で、特別な場合は条例、施行規則で使用料を減免できているになっている。

現在の施設設置条例及び施行規則における減免の理由をみると、概ね次の3つに分類される。

- (1) 公益上の必要性から行っている減免
- (2) 経済支援を目的とした減免
- (3) 政策の推進を図るための減免

減免対象団体を見ると、これらの要素が相互に関連しながら使用料が減免となっている場合が多い。

一方、施設使用料を減免するのではなく、公民館等、施設の設置目的に合致する使用については無料としている施設がある。

前者の減免制度は有料を原則としながらも、特別なものは減免しようとする考え方である。一方、後者の無料施設は本来の使用に対しては無料とし、目的外の使用に対しては使用料を負担してもらおうとの考え方である。

考え方は異なっても、お互いに関連性があり、同様の課題が内在している。そのため、減免問題と無料制度を合わせて検討する。

2 使用料減免の問題点

1 減免制度に関する一般的問題点

使用料を減免あるいは無料とする考えは、前述のとおりであるが、一方で、施設を利用する場合には、受益者負担の考えに基づき、減免制度を最小限にし、広く使用料を負担していただくような考えがある。

負担の公平・公正性の視点から、減免等の措置を適用することに対して消極的な考え方として一般的に次のような点が挙げられている。

- 1) 使用料そのものが公共性を十分に加味しており、低額に押さえ

られている。

- 2) 施設を活用した事業を提供することによって行政目的をある程度達成できている。
- 3) 負担の公平性が確保できず、受益が偏在する。
- 4) 必要以上の行政依存体質を生み出す恐れがある。
- 5) 減免することによって損失する財源で、他のより有効な施策を行える。
- 6) 一度減免を行うと既得権化し、将来の是正が困難となる。

2 具体的な問題点

減免制度を考える場合、社会的公平・公正性の視点より検討することが重要である。

具体的事例で、施設間における減免等の整合性、使用団体間の減免等の整合性等の視点から検証した結果、当市の減免等の制度について次のような問題が存在する。

1) 免除を受けられる団体とそうでない団体の負担の乖離

免除を受けられる団体は、何回使用しても使用料を支払う心配はなく、使用料を払っている団体は使用回数が増えるほど負担も増えてくる。また、免除を受けられる団体は、使用料の見直しがあっても使用料を払う必要がなく、そうでない団体との負担額の差がどんどん開いてしまう。

2) 団体間格差

社会教育関係団体は、大きく分けて文化系の団体とスポーツ系の団体に分けられるが、多くの施設で文化系の団体は免除あるいは無料で使用できる場合が多く、スポーツ系の団体は有料で使用する施設が多くなっている。同じ社会教育関係団体でありながら、使用料を払うか否かで格差が生じている。

3) 団体間格差、施設間格差

社会教育関係団体を2つに分類してきたが、使用団体の性格により研修室的施設でも体育施設でもどちらの施設でも活動できる団体がある。スポーツ系団体は有料、文化系団体は免除使用できるとの認識が定着してきつつある中で、スポーツ系の団体に所属しながらも無料で施設を使用できるような団体が存在している。

また、その団体が使用場所を変えることによって同じ活動をするにもかかわらず「有料」「無料」「免除」と使用施設によって異なっていることにも問題がある。

4) 減免適用の不安定性

減免適用の運用面においては、減免対象として明示していない団体にあっても、条例や施行規則の精神を拡大的に解釈して減免適用団体としている場合が数多く存在している。

社会教育関係団体やコミュニティ団体は一定の条件を満たした場合、減免あるいは無料として扱われることが多い。これらの団体、とりわけコミュニティ活動の範囲は非常に広範囲であることから、有料であるか免除に該当するか、一線を画することが困難な状況が発生している。

また、公民館の場合、公民館活動は無料となっているが、公民館活動の概念は抽象的であり、公民館活動であるか否かの判断をすることにも難しさがある。

これらの不安定な要因がある中、実務面では、条例を拡大的に解釈するか、制限的に解釈するかによって、減免に対して大きな開きが出てきてしまっている。現実的には、なるべく多くの使用者に免除あるいは無料で使用してもらう方がトラブルも少ないため、拡大解釈をしがちな傾向があることは否めない。本来、使用料を負担してもらうべき使用団体においても、免除あるいは無料の対象団体にすり変わってしまう可能性が内在している。

5) 減免の妥当性

社会教育関係団体の活動は社会教育推進の観点から、公民館、学習等供用施設、コミュニティ会館等で使用料の無料あるいは免除が採られてきたが、任意の趣味の団体であるとの視点に立てば、受益者負担をしていただくべきであるとの考えが成り立つ。とりわけ、先生（指導者）への謝礼が会費の大半を占めているような半営業的な内容の活動も見受けられており、減免適用の妥当性に問題があるのではないかと指摘がある。コミュニティ活動においても同様の問題が存在する。

6) 使用の適切性の確保

免除使用や無料使用ができるようになっている者が、使用料を

払わなくてすむため安易に予約をし、使用しない場合が見られる。そのため、使用したい者が使用できない状況が発生している。免除使用が逆に弊害となる可能性がある。

3 使用料減免の課題

前述の問題点を整理して

施設間で整合性の図れた減免規定を定める。

ことが重要となる。

4 使用料減免の基本的方針

経済の低迷に伴い、地方自治体が自主財源を確保することはますます困難になっている。いっぽう、地方分権が進み地方自治体の果たすべき役割はますます増えていく状況にある。このような状況の中、増え続ける市民要望に的確に応えられる体制を作り上げていくためには、市内部の自己努力は言うまでもなく、市民にも負担をお願いせざるをえない状況になっている。

今まで、スポーツ施設とホールの使用を除き、多くの施設で無料や免除で利用できる場合が多かった。無料や免除で施設を使用できることは、各種の活動が活発になり、市民生活を豊かにすることにつながる効果を持っている。

しかしながら、施設を管理していくためには、電気、水道、ガスなどの光熱水費をはじめとして清掃や修繕等の費用が必要となる。無料や免除で施設を使用できることは、これら経費を税金で賄っていることとなり、その分他の必要な施策ができないことも意味している。

市民の中には、市の施設をほとんど使用しない人もいる。そのような市民は、税金を別な施策に活用してもらいたいと考える人もいると思われる。

このような状況の中で、施設の管理費を税金で賄うとともに、必要な経費の一部を受益者負担として負担してもらうことには妥当性があると考えられる。

施設を維持していくための費用をバランス良く税金と施設使用料で

で賭っていこうとする考え方である。

負担していただくに当たっては、受益者負担の公平性を確保するという観点からすると、すべての施設において原則受益者負担の考え方を導入することが妥当である。

その中で、公益性の高いもの、真に支援が必要と考える事業や団体に対しては、免除制度を引き続いて行っていくことが必要である。

また、ホール等の使用料は比較的高額となっているが、五日市会館のホール等では、日常的な活動も行われているのでそれらの活動が阻害されないような一定の減額措置も必要である。

そして、施設使用料を施設の維持管理経費にあて、より良い環境で使用してもらえるようにすることによって使用料を使用者に還元することができると思う。

減免制度が抱えている一般的問題点と具体的な問題点を加味しながら、減免に対する基本的方針を概ね次のように定める。

1 減免に対する基本方針

施設の使用については、

受益者負担の観点から有料使用を原則とする。

その中で、公共性、公益性、負担の軽減等の観点から次のとおり減免の方針を定める。

- (1) 公的な使用（市、教育委員会、官公署）は、特定施設を除き免除とする。
- (2) 市、教育委員会が後援する場合、ホール、体育施設については50%の減額とする。
- (3) 福祉団体、ボランティア団体等が直接公益のために使用する場合、基礎的施設（生活に密着した行政サービスを主眼とした施設）を免除とする。
- (4) 障害者の関係団体、母子福祉の団体が基礎施設を使用する場合免除とする。
- (5) 社会教育関係団体、コミュニティ団体については、有料利用を原則とする。ただし、それらの団体が市民を対象として公益的な事業を行う場合は免除とする。

(6) 社会教育関係団体がホール、屋内水泳場を使用する場合、50%の減額とする。

(7) 施設の設置目的から、免除使用に該当する団体を次のとおりとする。

1) 社会福祉協議会が「いこいの家」「ふれあいセンター（ホールを除く）」を使用する場合

2) 老人会が「いこいの家」「ふれあいセンター（ホールを除く）」を使用する場合

3) 農業会館を農業団体が使用する場合

4) 産業文化複合施設（ホール、展示室を除く）を産業振興団体が使用する場合

(8) 施設毎の固有の活用形態で減免対象とせざるを得ない状況においては個別に対応する。ただし、施設利用については、原則有料としているので、減免は相当の理由があるときのみとする。

上記考え方を具体的に施設及び減免団体に適合させると別表（施設と減免団体の関係）のようになる。

2 その他個別の方針

(1) 学校施設使用の減免について

学校施設については、学校活動を優先し、支障がでないと判断できる場合、「社会教育その他公共のために使用」する場合のみ使用を許可している。現実には、社会教育関係団体、コミュニティ団体が体育館・校庭を使ってスポーツ活動を行っているのが大半である。これら活動は、市の体育施設を使つての活動と同様なものであり、施設使用の公平性の観点から、社会教育関係団体の使用は有料とする。

(2) スポーツパスについて

スポーツパスは、高齢者福祉施策、使用料負担の軽減、余暇時間の増大に伴う社会教育の振興、施設の利用率アップ等の観点から実施されてきた。

しかしながら、

1) パス取得者は増えるものの利用者は特定の人に偏在している。

2) スポーツパスは、個人開放のスポーツ施設だけであり適用が偏在している。

3) 老人だけに使用料負担の軽減をすることに問題がある。

4) ファインプラザの利用を促進するという設置当初の目的は達成できた。

等の理由から、スポーツパスについては、廃止する。

(3) 戸倉・長岳運動場の使用料について

長岳運動場については整備状況から考えて当分の間無料とする。

(4) チャリティ活動に対する考え方

チャリティ活動をするために施設を使用する場合、収益がある事業に対しては収益金の中から使用料を負担してもらうことを基本とする。ただし、内容によっては、非常に公益性が高いものもあるので事業内容によって判断すべきものもある。

(5) 小・中学生の施設の使用料について

小・中学校の学校の部活動で使用する場合は、免除とする。

学校の部活動以外で小・中学生が使用する場合は、週2回の使用は免除とする。それ以上の使用については、50%の減額とする。
ただし、五日市会館ホール、ふれあいセンターホールは75%の減額とする。

(6) 社会教育関係団体等の育成

生涯教育・社会教育推進の観点から、公民館、体育館等の講座、講習会から新たに結成された団体については、使用料を1年間免除とする。

施設と減免団体の関係

	五日市会館		市民いの家の家	コミュニティ会館	学習等共用施設	農業会館	ふれあいセンター		公民館	キヲボホール	ルピア			小峰グラウンド	戸倉・長岳運動場		体育施設
	会議室・控室	ホール					会議室・葬の間	ホール		ホール	リハーサル室	会議室等	展示室	ホール	戸倉運動場	長岳運動場	
市、教育委員会	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除			免除	免除	免除	免除	無料	免除
官公署	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除			免除	免除	免除	免除	無料	免除
市、教育委員会の後援		50%の減額						50%の減額					50%の減額			無料	50%の減額
社会教育関係団体		50%の減額						50%の減額					50%の減額			無料	
コミュニティ団体																無料	
町内会・自治会																無料	
社会福祉協議会			免除				免除	50%の減額								無料	
福祉・ボランティア団体(直接公益の活動をする場合)	免除		免除	免除	免除	免除	免除		免除			免除				無料	
当事者団体(母子福祉の団体)	免除		免除	免除	免除	免除	免除		免除			免除				無料	
当事者団体(障害者の団体)	免除		免除	免除	免除	免除	免除		免除			免除				無料	
老人会			免除				免除									無料	
公共的団体																無料	
公益団体																無料	
農業振興団体						免除										無料	
産業振興団体												免除				無料	
学校関係																無料	
PTA																無料	
消防団																無料	
安協																無料	
防犯協会																無料	
森林組合																無料	
体育協会																無料	

空欄は、有料使用とする。